

第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年3月5日（金）20時30分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 3月4日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	28,786,045	518,345
イ ン ド	11,139,516	157,346
ブ ラ ジ ル	10,718,630	259,271
ロ シ ア	4,230,707	85,901
英 国	4,207,120	124,017
フ ラ ン ス	3,870,144	87,695
ス ペ イ ン	3,136,321	70,247
イ タ リ ア	2,976,274	98,635
ト ル コ	2,734,836	28,771
ド イ ツ	2,472,913	71,285
そ の 他	40,902,401	1,057,944
合 計	115,174,907	2,559,457

※192の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表3月3日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	112,345	1,419
大 阪	47,358	1,126
神 奈 川	45,174	690
埼 玉	29,607	589
千 葉	26,773	464
愛 知	25,925	526
北 海 道	19,211	687
福 岡	18,097	301
兵 庫	18,033	541
京 都	9,070	156
そ の 他	81,697	1,551
合 計	433,290	8,050

※チャーター便帰国者15名、空港検疫2,243名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(3月4日18時45分時点) 新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数 (累計)	112,624 人
入院	1,519 人
軽症・中等症	1,468 人
重症	51 人
宿泊療養	409 人
自宅療養	548 人
入院・療養等調整中	463 人
死亡	1,442 人
退院等 (療養期間経過を含む)	108,243 人

陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名 (中国在住)
- ・都内在住者等 112,621名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理 (ECMOを含む) が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 1月 5日 第20回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月 7日 第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 1月 8日 第21回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月13日 第52回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 1月15日 第22回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月22日 第53回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第23回新型コロナウイルス感染症対策分科会
第54回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 2月 9日 第24回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 2月12日 第55回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月25日 第25回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 2月26日 第56回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に
朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(1月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月10日)
- ・ 1都3県知事による総理大臣との面会(1月12日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(1月15日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月15日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同宣言、共同メッセージ発出及び共同取組実施(1月29日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月29日)
- ・ 1都3県共同声明を発表(2月2日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(2月5日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(2月5日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(2月23日)

【総務局】

- ・ 緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターの設置(1月8日～)
- ・ 繁華街等における呼びかけ活動の実施(1月8日～)
- ・ 営業時間短縮要請への協力状況の確認(1月18日～)
- ・ 新型コロナウイルスと人権に関する啓発映像を作成(2月24日)

【主税局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者への固定資産税等の軽減措置について、ディスプレイ(バナー)広告、新聞広告(日刊主要6紙)等を活用した周知徹底
- ・ 国が所得税等の申告納付期限(延長前:令和3年3月15日)を令和3年4月15日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の申告期限(延長前:令和3年3月15日)についても令和3年4月15日まで延長
- ・ 感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置

【戦略政策情報推進本部】

- ・民間事業者と連携したスーパーなどの混雑情報配信サービス提供開始（1月8日）

【生活文化局】

- ・広報東京都1月号2面・6面で、「ウィズコロナ東京かるた」、感染症対応支援について掲載
- ・1月7日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
 - 都立文化施設で開催する文化事業の一部休止を延長
 - 都民情報ルームへの来室を伴う全ての都民向け業務を休止
 - 東京ウィメンズプラザ、消費生活総合センターの施設利用業務を一部休止
 - 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を呼びかけ
 - 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に感染症対策の徹底について協力を要請
- ・新聞主要6紙に、不要不急の外出自粛やテレワークの強化、飲食事業者に対する営業時間短縮への協力を呼びかける広告を掲載（1月16日～19日 延べ6回）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・若者向けの情報発信として、知事のメッセージ動画などをSNSで毎日発信（1月18日～）
- ・広報東京都2月号1～4面で、外出自粛及びテレワーク等の強化、感染症対応支援について掲載
- ・緊急事態宣言等の延長に伴い、1月7日の同宣言等発出時の対応を延長
- ・広報東京都3月号で、感染症に対応した支援について掲載

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ・都立スポーツ施設等の一部利用中止等の期間延長

【都市整備局】

- ・地域のエリアマネジメント団体等が主催している、大規模な施設でのイルミネーションイベントにおける点灯停止等のお願い
- ・鉄道の終電時刻の繰り上げ等について、1都3県で国及び鉄道事業者に対し共同要請
- ・「春のスムーズビズ実践期間」（3/1～5/9）を冬の期間（12/1～2/28）に引き続き設定し、テレワークやテレハーフ、時差出勤などの取組継続を企業等に呼びかけ

【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、対象世帯と募集戸数を拡大した毎月募集及び新たな団地を加えた随時募集（合計355戸）を実施（1月7日）

【環境局】

- ・環境局所管施設の臨時休館・臨時休園の継続

【産業労働局】

- ・宿泊施設テレワーク利用促進事業の拡充等について公表（1月7日）
- ・「テレワーク緊急強化月間」の設定等について公表（1月7日）
- ・サテライトオフィスとして提供できる多摩地域の宿泊施設の募集について公表（1月7日）
- ・「TOKYOテレワークアワード」の募集を開始（1月18日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供について公表（1月18日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8～2/7実施分)」の対象拡大について公表（1月20日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（1月22日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（12/18～1/7実施分）」の申請受付を開始（1月26日）
- ・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）の補助対象の拡充について公表（1月29日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（2/8～3/7実施分）」について公表（2月5日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（2月5日）
- ・「1都3県テレワーク集中実施期間」における都の取組について公表（2月5日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供の拡充について公表（2月12日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る経済支援策の申請受付期間等の延長について公表（2月18日）
- ・「東京都家賃等支援給付金」の申請期限の延長について公表（2月18日）
- ・「新型コロナウイルス感染症対応融資」の借換について公表（2月18日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（2月19日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8～2/7実施分)」の申請受付を開始（2月22日）

【中央卸売市場】

- ・市場の一般見学等の中止期間を延長

【建設局】

- ・建設局所管施設の臨時休園・臨時休館の継続及び一部施設の使用中止

【港湾局】

- ・港湾局所管施設の臨時休園・臨時休館の延長及び一部施設等の利用中止

【交通局】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「都電おもいで広場」の臨時休場の延長
- ・1月7日に発出された緊急事態宣言や1都3県知事及び国土交通省からの要請等を踏まえ、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げを公表（1月13日）
- ・1月7日に発出された緊急事態宣言や各鉄道事業者による終電繰り上げ等を踏まえ、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げを公表（1月14日）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都営交通の全車両に抗ウイルスコーティング（第三者機関による試験で99.9%以上減少を確認）を開始し、2月15日から順次運行開始

【水道局】

- ・水道局所管施設の臨時休館及びイベントの中止の延長

【下水道局】

- ・下水道局所管施設の臨時休館の延長

【教育庁】

- ・緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（1月7日）
- ・都立図書館の来館サービスの休止期間の延長及び非来館サービスの提供等
- ・緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（2月2日）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等（案）

令和 3 年 3 月 5 日

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（案）

1. 区域

都内全域

2. 期間

令和3年3月8日（月曜日）0時から3月21日（日曜日）24時まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

（1）都民向け：日中も含めた不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

（2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）

2. 緊急事態措置（施設の使用制限・イベントの開催制限）等の概要

<① 施設の使用制限>

（下線については、特措法に基づく要請）

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>営業時間短縮を要請</u> （営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで） ・ <u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u> ・ 令和3年3月8日（月）0時～3月21日（日）24時
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

<※ 緊急事態措置以外の対応>

施設の種類	内容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需物資を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20時以降の営業時間短縮、酒類提供は11時から19時までを協力依頼 ・ 業種別ガイドラインの遵守を協力依頼 ・ 令和3年3月8日（月）0時～3月21日（日）24時
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下を協力依頼 ・ 令和3年3月8日（月）0時～3月21日（日）24時

<② イベントの開催制限>

（下線については、特措法に基づく要請）

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化</u>（あわせて、20時以降の営業時間短縮の協力依頼） ・ 令和3年3月8日（月）0時～3月21日（日）24時

営業時間短縮の要請（飲食店）

緊急事態宣言期間

期 間：3月8日(月)～3月21日(日)

営業時間：朝5時～20時(酒類の提供：11時～19時)

段階的緩和期間

期 間：3月22日(月)～3月31日(水)

営業時間：朝5時～21時

テレワークの実施

「出勤者数の7割削減」に向けて、

- ✓ 1都3県共同の「**テレワーク集中実施期間**」を3月21日まで延長
- ✓ 「**週3日・社員の6割以上**」のテレワークや時間単位のテレハーフ等の活用

➤ **トコトン** テレワーク

「テレワーク導入緊急相談ダイヤル」の開設

テレワークに知見のある専門家による無料電話相談

○開設期間

令和3年3月11日（木）から3月31日（水）

○対応時間

平日 9:00～17:00

○相談受付（ワークスタイル変革コンサルティング事務局）

03-6327-1797

「TOKYOテレワークアワード」の表彰

- 「東京ルール宣言企業」を対象に、
モデル的・先進的な事例を表彰
- 大賞 2社 (大企業1社、中小企業1社を予定)
- 推進賞 20社
- 発表 3月15日(月)

都の施策

3本柱	施策
都民への お願い	不要不急の外出自粛 ➢「トコトン ステイホーム」 ➢都県境をまたぐ移動自粛
	会食の自粛 ➢歓送迎会、謝恩会、ランチ会等の自粛 ➢食事の際は「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」
	基本的な感染防止対策の徹底 ➢あらゆる場面で、手洗い、マスク着用 ➢こまめな消毒、換気
事業者への お願い	テレワークの徹底 ➢「トコトン テレワーク」 ➢テレワーク導入緊急相談ダイヤル ➢TOKYOテレワークアワードの表彰
	営業時間の短縮要請、協力金支給
都の対応	都立施設の休館、都立公園の駐車場利用制限
	一時宿泊施設の提供
	感染再拡大の防止に向けた対策 ➢民間検査機関も活用した変異株の監視体制強化 ➢ワクチン接種の都民向け相談センターの整備
	高齢施設等における検査拡大

協力金

延長した緊急事態措置期間及び段階的緩和措置期間における営業時間短縮要請に、全面的にご協力いただいた都内の飲食店等に対し、協力金を支給

- **対象期間** 令和3年3月8日(月)~31日(水)【24日間】
- **支給額** 一店舗あたり 124万円

※ 緊急事態宣言が3月21日で解除されることを前提とした支給額

※ 3月22日以降の要請対象地域等は後日公表予定

令和2年度最終補正予算（追加提案）

営業時間短縮に係る

感染拡大防止協力金 1,548億円

都立施設等の対応

・都立施設の休館期間を延長

桜花期に向けた新たな人流抑制・密集防止対策

3月6日（土）から順次実施

- 全ての都立公園で酒類を伴う宴会、飲食等を禁止
- 花見客で賑わう特定エリアの立入禁止措置
【上野、井の頭、代々木 等】

緊急的な一時宿泊場所の提供

○ビジネスホテルの受付期間を延長



- ・ 対 象 住まいを失った方
- ・ 受付期間 緊急事態宣言期間中（～3月21日（日））
- ・ 受 付 TOKYOチャレンジネット
- ・ 問合せ先 0120-874-225
0120-874-505（女性専用）

高齢者施設等における検査の拡大

➤ 高齢者施設等で集中的に検査を実施（2～3月）

現在の対象

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等 約760か所、約5万人



施設種別の拡大（約1,500か所、約5万人）

介護療養型医療施設、有料老人ホーム、認知症高齢者GH等

➡ **日本財団の協力を得て、検査を実施**

緊急事態宣言の延長に係る一都三県共同取組（概要）

延長期間中

- ✓ 県民・都民向け: 不要不急の外出自粛
「マスク飲食」「ランチの時もマスクを」、花見自粛、テレワークの徹底
- ✓ 事業者向け: 時短要請（時間: 20時まで 協力金: 6万円）

解除後の段階的緩和期間

- ✓ 事業者向け: 時短要請（時間: 21時まで 協力金: 4万円（一律））

※その他の事項（不要不急の外出自粛、テレワークの徹底）については、別途調整

国への要望

- ✓ 財政支援や水際対策等を今後国に要望

「第 51 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 3 月 5 日(金) 20 時 30 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、第 51 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

まず、状況につきまして私の方から報告をいたします。

世界各国の感染状況です。世界合計で約 1 億 1,517 万人の方が感染され、約 256 万人の方が亡くなられています。各国の状況は表の通りです。アメリカで約 2,879 万人の方が感染、亡くなられた方は約 52 万人になっております。

次、国内の発生状況になります。3 月 3 日 24 時の時点です。国内合計で 43 万 3,290 名の方が感染をされ、8,050 名の方が亡くなっているという状況になります。

次、都の発生状況です。これまで、累計で 11 万 2,624 人の方が感染されています。現在、入院者数に関しましては 1,519 名、亡くなられた方が 1,442 名、10 万 8,243 名の方が回復をされているという状況です。

次、直近の国の動きになります。2 月 26 日に第 56 回の対策本部会議が開催をされ、本日、第 57 回対策本部会議が開催されました。

直近の都の動きです。都としては前回 2 月 18 日に第 50 回の対策本部会議を開催しております。

次、各局の対応です。政策企画局におきまして、1 都 3 県でテレビ会議を実施し、共同メッセージを 2 月 23 日に発出をしております。

また、総務局におきまして、2 月 24 日に新型コロナウイルスと人権に関する啓発映像を作成いたしました。

主税局におきまして、国が所得税等の申告納付期限を延長したことを受けまして、個人事業税の申告期限を令和 3 年 4 月 15 日まで延長いたしました。また、感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置しております。

次、生活文化局です。広報東京都 3 月号で、感染症に対応した支援について掲載いたしました。

一番下の欄、都市整備局になります。「春のスムーズビズ実践期間」を引き続き設定し、テレワークやテレハーフ、時差出勤などの取組継続を企業等に呼びかけております。

次、下のところ産業労働局になります。2 月 18 日以降、新型コロナウイルス感染症に係る経済支援策の申請受付期間等の延長について、「東京都家賃等支援給付金」の申請期限の延長について、「新型コロナウイルス感染症対応融資」の借換、テレワーク導入率の調査結果を公表、そして、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8~2/7 実施分)」の申請受

付を開始しております。

次、それではここで各局からご発言をいただきます。まず、緊急事態措置等の延長などにつきまして、総務局からお願いいたします。

【総務局次長】

私からは、緊急事態措置等(案)及び都庁におけるテレワークの徹底の2点についてご説明をいたします。

先程、政府対策本部が開催され、1都3県を対象に、緊急事態宣言を3月21日まで延長することが決定されました。

これを受け、都における緊急事態措置等を説明いたします。

緊急事態宣言下における緊急事態措置等については、現在の措置等を延長いたします。

対象となる区域は、島しょ地域を含む都内全域、期間は3月8日0時から3月21日24時までといたします。

実施内容は、都民向け、事業者向け、ともに現在と同様の内容といたします。

施設の使用制限・イベントの開催制限の具体的内容についてはご覧の通りでございます。

飲食店等に対する営業時間の短縮要請についてでございますが、引き続き現在と同様の内容を要請いたします。

都では、見回りなどにより協力状況の確認を強化いたします。ご協力いただいていない店舗につきましては、個別に訪問した上で、特措法第45条第2項による要請を順次行って参ります。

その後、宣言が解除された場合には、段階的緩和期間を設け、21時までの営業時間の短縮を要請する予定でございます。

営業時間中は、今一度ガイドラインを確認・遵守するなど、感染防止対策を徹底していただきたいと存じます。

なお、本日、書面開催をいたしました感染症対策審議会において、緊急事態措置等(案)について、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

次に、都庁におけるテレワークの徹底についてでございます。

これまで以上に強力に人流抑制に取り組むため、感染症対策に従事する職員等を除きまして、原則全員が毎日テレワークを実施いたします。

また、やむを得ず出勤する場合もオフピーク通勤を徹底して参ります。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、協力金の支給・テレワークの推進につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

当局から2点報告させていただきます。

1点目、協力金の支給についてでございます。今回の要請にお応えいただいた事業者の方々にあらためて協力金を支給いたします。

緊急事態措置を延長する3月8日(月)から、段階的緩和措置期間でございます31日(水)まで、この間、全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして、店舗ごとに124万円を支給いたします。

2点目は、テレワークの推進強化についてでございます。出勤者数の7割削減に向けて、1都3県共同の「テレワーク集中実施期間」を3月21日まで延長し、取組を継続して参ります。事業者の皆様へのテレワークを全面的にバックアップするため、今回新たに「テレワーク導入緊急相談ダイヤル」を来週11日から開設いたしまして、テレワークを導入する際の様々な課題について、専門家が無料で相談を受け付けます。

また、都では昨年12月より、テレワークに関してルールを定めて実践しております会社を「東京ルール宣言企業」として登録しておりますが、このうち先進的な取組を進める企業を表彰いたします「TOKYO テレワークアワード」について、大賞2社を15日に発表いたします。

様々な支援を展開することで、テレワークの普及を一層推進して参ります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして都立施設の取扱いにつきまして、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局長】

都立施設の取扱いについて申し上げます。

現在、休館期間を延長しております上野動物園などの都立施設につきましては、引き続き、休館といたします。

加えまして、桜の開花を控え、人流の抑制や密集防止の新たな取組として、明日3月6日(土)から順次、上野公園、井の頭公園、代々木公園など全ての都立公園におきまして、酒類を伴う宴会や飲食等を禁止いたします。

また、都立公園内の、例年、多くの花見客でにぎわう特定のエリアにつきましては立入禁止といたします。

以上の点につきましては、別途、詳細を通知しますので、各局におきましては適切にご対応をいただくよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして一時宿泊場所の提供、高齢者施設等における検査の拡大につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

まず、一時宿泊施設の提供についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による失業等により、住まいを失った方に対しては、緊急事態宣言期間である3月7日までの間、ビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供しております。

この受付期間を、緊急事態宣言が延長されることに伴いまして3月21日まで延長いたします。

次に、高齢者施設等での検査についてでございますが、現在、特別養護老人ホームなど約760施設、約5万人を対象に集中的に検査を実施しております。

今回、その他の施設等での検査の実施について、日本財団のご協力を得られることとなりました。今後、有料老人ホームや認知症高齢者グループホームなど約1,500か所、約5万人に対しまして、日本財団が提供いたします無料PCR検査を活用して検査を実施して参ります。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、この他にこの場、この会議の場でご報告等ある局ございますか。

よろしければ、会のまとめといたしまして本部長からご発言をお願いいたします。

【都知事】

皆さんご苦労さまです。

先程、国におきまして、1都3県を対象とし、特措法に基づく緊急事態宣言を3月21日まで延長するということが決定されました。

これを受けまして、都として、緊急事態措置等を決定して参ります。

現在、新規陽性者数は下げ止まりが継続しています。そして現状は依然として非常に厳しいと。私たちはこの重要な期間、改めて原点に立ち返って、徹底的に感染を抑え込まなければなりません。

そして現在、リバウンド、そして変異株への対応、ワクチンの不透明感といった感染を抑制すべき三つのポイントがあります。

リバウンド、そして変異株による感染拡大防止のため、的確なクラスター対策が必要であ

ります。

クラスター対策を講じ、ワクチンの接種を円滑に進めていくため、今ここで徹底的に感染を抑え込んでいく、その必要があります。

そこで、都といたしまして、今、出ておりますように、都民の皆様へのお願い、事業者の皆様さんへのお願い、そして都の対応という三本柱で施策を取りまとめております。

緊急事態措置等に係る内容であります。先程、総務局からの説明があった通りでございます。

そして、都民の皆様には、引き続き不要不急の外出の自粛、これを徹底してお願い申し上げます。事業者の皆様には、営業時間の短縮とイベントの開催制限などをお願いいたします。

そして、産業労働局長から報告ありましたように、飲食店などに対する営業時間短縮の要請に、全面的にご協力いただけます中小事業者(正しくは飲食店等)の皆様に対しまして、協力金を支給する予定でございます。

この協力金の支給につきましては、直ちに予算を措置するために、合わせて1,548億円の補正予算を編成しまして、現在開会中の第1回定例会に追加提案をいたします。

また、事業者の皆様には、徹底的なテレワークの取組をお願いいたします。産業労働局長からの報告の通り、都としましてもテレワーク推進のための取組を行って参ります。

それから、政策企画局長からの報告にありましたように、都立の施設については引き続き休館、そして都立公園の駐車場の利用制限も継続、またすべての都立公園において、飲食を禁止、立入制限を行います。

福祉保健局長からの報告でございます。一時宿泊場所の受付期間をさらに延長いたします。住まいを失ってお困りの方には、是非気軽にご相談いただきたいと思います。

また、特別養護老人ホーム等を対象に実施をして参りました高齢者施設等における検査でありますけれども、今後、有料老人ホームや認知症高齢者グループホームなども対象にして参ります。

そして、本日午後、1都3県の知事でテレビ会議を行いました。そして、共同で取り組む事項について合意をいたしました。引き続き、1都3県が総力を結集して、コロナに立ち向かって参ります。

この後、臨時記者会見を開きます。都民の皆さん、事業者の皆さんに対して、緊急事態措置等の延長に当たっての呼びかけを行います。

ここで何としても感染を抑え込んでいく。そして、各局におきましては引き続き連携を密にして、全庁一丸となって対策に取り組んでいただきたい。

共に頑張って参りましょう。よろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたし

ます。